

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、墨田区と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>職員の定年等に関する条例（昭和59年墨田区条例第3号）第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>— <u>職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>— 地方公務員法第28条第2項各号若しくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号）第2条各号の<u>いずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員</u>その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 任命権者は、墨田区と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>職員の定年等に関する条例（昭和59年墨田区条例第3号）第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>〔新設〕</p> <p>— 地方公務員法第28条第2項各号若しくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号）第2条各号の<u>一に掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号の一に掲げる事由に該当して停職にされている職員</u>その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p>

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。